

【1】相続登記義務化と実務の問題(p.6)

令和6年4月1日から相続登記が義務化され、相続等により不動産を取得した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが義務付けられました。同日以前に相続した不動産も対象ですので、登記が未了の場合は対応が必要です。

相続した土地の資産価値が低いということや、家業を継いだ者が相続するのが当然で、他の相続人から異論が出ることがないということから登記未了であったというケースでは、数代前の先祖の名義であることも多く、代襲相続や数次相続により相続人が数十人にも及ぶということもあります。こうした場合手続きを行うには相続人全員に事情の説明が必要となります。戸籍や印鑑証明の取得も要求されますが、連絡がつかない相続人がいると半年以上の時間を要することもあります。特に「●外○名」となっている共有地の場合は、共有者が不明で手続きが長期化することがあります。また、登記手続きの際に、相続税申告が必要であるにもかかわらず無申告であることが判明するケースがあります。こうした場合は、できるだけ早く申告と納税の手続きを行わなければなりません。3年の猶予があるものの、前述した事情だけでなく分割を巡って紛争に発展することもありますので、あまり猶予はないと認識し、早い段階で専門家

に相談して手続きをすることが求められます。

【2】出張旅費に関するインボイス(p.7)

インボイス制度が始まり半年が経ちましたが、特に従業員等が出張した場合の旅費の取扱いは難しいという声が多く上がっています。特例適用の判断に迷うことも多いと思われそうですが、通常は次の3つのパターンに大別されますので参考にしてください。

- ① 出張旅費等特例 従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、日当などの出張旅費等で、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。
- ② 公共交通機関特例 会社が直接公共交通機関に支払った場合又は従業員等を通じて会社が直接支払っていると同視できる場合で、3万円未満の公共交通機関に対する支払いについては、一定の事項を記載した帳簿の保存により仕入税額控除が認められます。
- ③ ①又は②以外 出張旅費等特例や公共交通機関特例の対象にならない旅費交通費等について仕入税額控除の適用を受けるには、従業員等が交付を受けた旅費交通費等に係るインボイスの提出を受け、それを保存する必要があります(宛名として従業員等の氏名が記載されている場合には、原則として、立替金精算書の保存も必要となります)。

【3】価格上昇期の戦い方～値上げ力で打破する～(p.8)

世の中がインフレに転じており、物価上昇と賃上げ圧力が長期的に続くこととみて、コスト対策、すなわち「値上げ」がどの企業も避けられなくなってきました。まだ踏み切れていない企業のために値上げや値決めについて取り上げます。

● **値上げを恐れない** 値上げといえば顧客離れについて敏感になりがちですが、販売量が減っても単価が上がり売上が伸びれば利益は増え業績回復につながります。また値上げは優良顧客を絞り込むチャンスです。価格だけに価値を求める顧客は去っても、製品・サービスや会社に価値を見出してくれている顧客は残るからです。

● **原価を製品ごとに正しく把握する** 利益率の高い製品と損失が出ている製品の原価があいまいになっていたら、製品ごとに把握しなおしましょう。製品ごとに価格をいくら上げれば利益を確保できるかを数字で表します。

● **値上げ交渉のポイント** 予め準備した価格根拠の資料で説明します。スムーズな交渉には価格決定権を持つキーマンの特性を把握しておくこと、交渉の経緯は議事録に残し相手と共有することも大切です。交渉前には下請法をよく確認しておくようにしましょう。

《今号は児玉尚士が担当いたしました。》